

台風時の事業継続(中断・中止) 対応基準について



◆対応方針

コープしが職員と組合員の安全確保を最優先に考えて事業継続を判断します。

◆対応基準

気象庁の台風情報(大きさ・強さ・中心気圧・風速)を基にして、以下の2つの基準で対応します。

- ①進路予測(事業活動地域が暴風域に入ると予見される場合)
- ②気象情報(事業活動地域に暴風警報が発令、または発令されると予見される場合)

※台風時の事業継続(中断・中止)対応基準は、有事に備え定期的にスパイラルやコープしがHPなどで組合員へお知らせします。



① 進路予測において「滋賀県全域または一部地域(事業活動地域)が暴風域の予報円に入る」と予見される場合

宅配 (地域ステーション・おむつ便を含む)

最接近予想時刻の前後1時間半(合計3時間)は**配送を中断**

- 台風の暴風域が一部の地域に限定される場合は、宅配事業センターエリアを単位として個別に判断します。
- 事業中断時、職員は宅配センターもしくはあらかじめ設定した建物内で待機します。
- 台風通過後、状況により配送を別日に延期する、または中止する場合があります。
- 地域ステーションでの商品受け取りについては、「時間の変更」を行なう場合があります。

決定した内容の組合員広報は、**コープしがホームページ**、**コープしがFacebook**、状況により**個別の連絡**で行います。



夕食サポート

配送当日の正午から午後5時の間に事業活動地域が暴風域に入ると想定される場合は**配送を中止**

- 最接近すると予見される日の前日午前10時に配送の可否を判断します。
- 道路状況等により当日15時までにコープしがに商品が入荷しない場合は、該当事業所の配送を中止します。

決定した内容の組合員広報は、**個別の連絡**、**コープしがホームページ**、**コープしがFacebook**で行います。

店舗

最接近予想時刻の2時間半前を基準に**臨時閉店**

- 最接近予想時刻の24時間前を目安に臨時閉店を行なうかどうかを判断します。
- 状況により臨時閉店後、再営業する場合があります。

決定した内容の組合員広報は、**コープしがホームページ**、**コープしがFacebook**で行います。



介護事業

最接近予想時刻の前後1時間半(合計3時間)は**ケアサービスの提供を休止**

- 最接近すると予見される日の前日午後5時にケアサービス(訪問・居宅介護)の提供の可否を判断します。
- 訪問・居宅介護は、予報に基づき「時間の変更」を行なう場合があります。

決定した内容の組合員広報は、**個別の連絡**で行います。



暴風警報

② 気象情報において「暴風警報」が発令、または発令が予見される場合

組合員活動・組織活動・ささえあいサポート

開催前日から、活動地域で暴風警報が発令または、発令が予見される場合は、**活動を中止**します。

- 開催前日から当日にかけて、暴風警報の発令、公共交通機関の運休、学校の休校が予見される場合は主管部署で開催可否を判断します。

決定した内容の組合員広報は、**個別の連絡**、**コープしがホームページ**、**コープしがFacebook**で行います。

台風最接近が正午⌚と仮定した場合の、対応イメージ

	時間経過	48時間前	42時間前	24時間前	20時間前	16時間前	12時間前	10時間前	8時間前	6時間前	5時間前	4時間前	3時間前	2時間前	1時間前	台風最接近						
	時刻	0:00	6:00	12:00	16:00	20:00	0:00	2:00	4:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
宅配 地域ステーション おむつ便含む	基準となる情報の継続的な収集			配達中断時刻を判断										中断		中断						再開・場合により延期
夕食サポート	・気象情報 ・インフラ情報(交通機関) (道路状況) (河川状況) (避難情報)			配達可否を判断										中断								中止
店舗	・職員の情報(通勤手段) (被災状況)			臨時閉店の可否を判断										臨時閉店								臨時閉店・場合により再営業
介護事業	・事業の情報(配送地域) (配送時間帯) (店舗営業状況) (物流状況) (その他事業状況)				ケアサービス提供の可否を判断									休止		休止						時間変更して提供
組合員活動・組織活動 ささえあいサポート				活動の可否を判断																		暴風警報が発令、または発令が予見される場合は中止

特別警報

気象情報において「特別警報」が発令された場合

すべての事業・活動

特別警報(大雨・暴風・大雪・暴風雪)が発令された時点で、事業継続について事業**活動地域ごとに判断**します。

決定した内容の組合員広報は、**コープしがホームページ**、**コープしがFacebook**、状況により**個別の連絡**で行います。